

平成21年度 東温市の健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率

		(早期健全化基準)	(財政再生基準)	(前年度(H20))
実質赤字比率		(13.59)	(20.00)	
連結実質赤字比率		(18.59)	(40.00)	
実質公債費比率	14.3	(25.0)	(35.0)	14.2
将来負担比率	109.1	(350.0)		120.1

資金不足比率

		(経営健全化基準)		(前年度(H20))
水道事業会計		(20.0)		
ふるさと交流館特別会計		(20.0)		
簡易水道特別会計		(20.0)		
農業集落排水特別会計		(20.0)		
公共下水道特別会計		(20.0)		

実質赤字額・連結実質赤字額・資金不足額がない場合(黒字の場合)は、「-」と記載しています。

平成21年度 健全化判断比率等の概要について

1 財政健全化法について

平成20年4月1日より施行されています「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、財政破たん団体の発生を未然に防ぐため、これまで財政状況の指標等では対象にしていなかった公営事業会計や第三セクター等を含めた形で健全化判断比率を算定し、自治体の財政状況を全面的に把握したうえで、議会への報告及び公表を行わせ健全化を促すものです。

また、個々の健全化判断比率等に対して『早期健全化基準』『経営健全化基準』『財政再生基準』が設けられており、当該団体の比率がこの基準を超える場合には【財政健全化計画】【経営健全化計画】【財政再生計画】を策定し健全化を目指すこととなります。

2 健全化判断比率等の対象範囲

普通会計(一般会計)			(1) 実質赤字比率	(2)	(3)	(4)	
公営事業会計	国民健康保険特別会計		(A) 資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	老人保健特別会計						
	後期高齢者医療特別会計						
	介護保険特別会計						
	公営企業会計	法適用					水道事業会計
		法非適用					ふるさと交流館特別会計
							簡易水道特別会計
農業集落排水特別会計							
公共下水道特別会計							
一部事務組合 (松山衛生事務組合、市町総合事務組合等)							
東温市土地開発公社							

3 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額 (655,999)}^{\text{黒字額}}}{\text{標準財政規模 8,681,773}}$$

平成21年度	平成20年度	平成19年度
%	%	%

東温市の一般会計は、黒字であるため実質赤字額は、ない。

早期健全化基準 イエローカード	財政再生基準 レッドカード
13.59%	20.00%

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (2,623,106)} \text{ (黒字額)}}{\text{標準財政規模 8,681,773}}$$

『連結実質赤字額』とは、一般会計及び公営事業会計(特別会計)の実質収支額及び資金不足・剰余額の合計です。

平成21年度	平成20年度	平成19年度
%	%	%

東温市の一般会計及び特別会計は、黒字であるため連結実質赤字額は、ない。

早期健全化基準 イエローカード	財政再生基準 レッドカード
18.59%	40.00%

(3) 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。(3ヵ年平均)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} = \frac{1,052,604}{7,343,904}$$

『元利償還金』とは、一般会計における当該年度の地方債の元利償還金であり、『準元利償還金』とは、一般会計から特別会計への繰出金及び組合への負担金等、債務負担行為に基づく補助金のうち、公債費の償還に充てられたと認められる額です。

『元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額』とは、当該年度の普通交付税算定において道路・公園・水道・下水道等の償還金に対して措置される基準財政需要額です。

平成21年度	平成20年度	平成19年度
14.3%	14.2%	13.7%

(前年度比: +0.1%)

早期健全化基準 イエローカード	財政再生基準 レッドカード
25.0%	35.0%

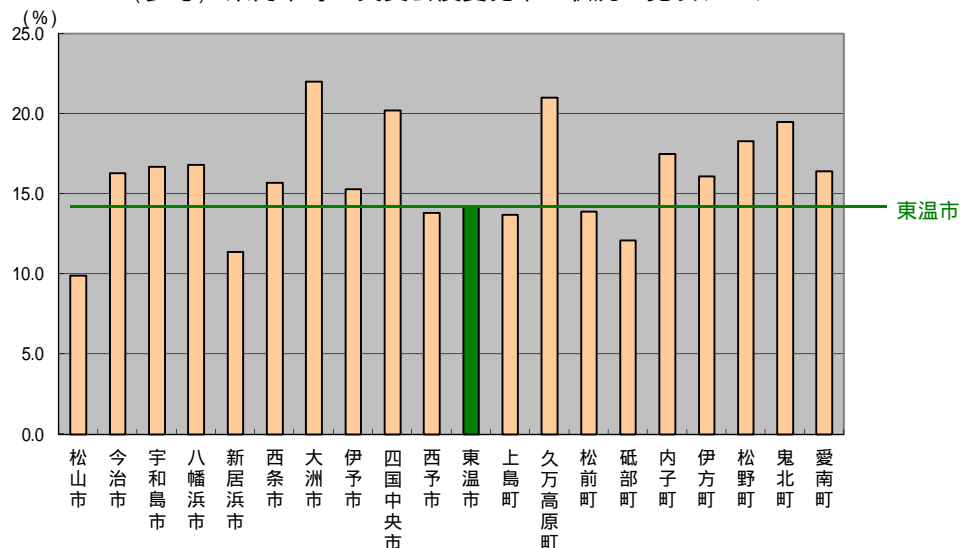
前年度に対する増加理由

(単位:千円)

・H21単年度比率(14.3)はH20単年度比率(14.5)よりも『0.2』減少しているが、H18～H20とH19～H21の3ヶ年平均の内訳を比較した場合、H18単年度比率(14.0)に対しH21単年度比率(14.3)が『0.3』増加しているため。これは主に、一般会計公債費の増加や水道及び公共下水の準元利償還金の増加によるものである。

平成20年度(14.2)の単年度 (H18:14.0、H19:14.2、H20:14.5) 平成21年度(14.3)の単年度 (H19:14.2、H20:14.5、H21:14.3)

(参考) 県内市町の実質公債費比率の状況一覧表(H20)



(4) 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} = \frac{8,146,404}{7,463,200}$$

『将来負担額』とは、地方債現在高・債務負担行為に基づく支出予定額・企業会計に対する繰出見込額・組合への負担見込額・退職手当負担見込額等です。
『充当可能財源等』とは、公債費に充当可能な基金及び特定財源や基準財政需要額算入の見込額です。

平成21年度	平成20年度	平成19年度
109.1%	120.1%	105.8%

(前年度比: 11.0%)

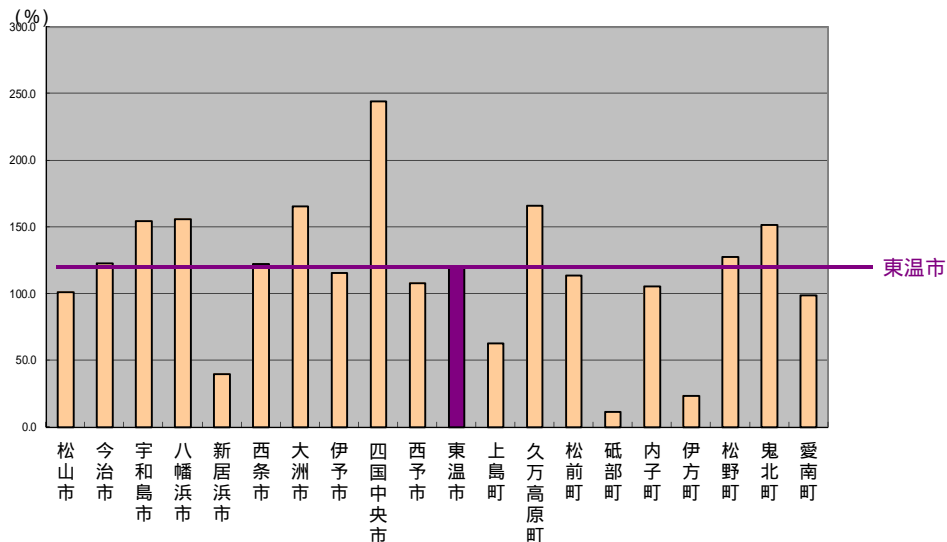
早期健全化基準 イエローカード
350.0%

前年度に対する減少理由

(単位:千円)

- ・『充当可能財源等』のうち、財政調整基金や減債基金等の増加により充当可能基金が増加したため。
充当可能財源等 (充当可能基金: [20] 4,452,131 [21] 4,993,704 [541,573増])
- ・『標準財政規模 (普通交付税額、臨時財政対策債)』が増加したため。
標準財政規模 (標準財政規模: [20] 8,443,879 [21] 8,681,773 [237,894増])

(参考) 県内市町の将来負担比率の状況一覧表(H20)



4 資金不足比率

(A) 資金不足比率

公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$$

『資金の不足額』とは実質収支の不足額であり、『事業の規模』とは料金収入額等です。

特別会計名	平成21年度	平成20年度	平成19年度
水道事業会計	%	%	%
ふるさと交流館特別会計	%	%	%
簡易水道特別会計	%	%	%
農業集落排水特別会計	%	%	%
公共下水道特別会計	%	%	%

経営健全化基準 イエローカード
20.0%

東温市の公営企業会計は、黒字であるため資金不足額はない。